

「大和郡山市物価高騰にともなう子育て世帯応援給付金」のお知らせ(市制度)

物価高騰等の影響により経済的な影響を受けている子育て世帯の家計を支援するため、市独自の給付を実施します。この給付金に所得制限はありません。

支給額＝児童1人あたり16,000円

支給対象者・申請等＝

支給対象者	申請	案内発送	振込予定
A-①当市から令和7年2月分の児童手当を受給している人	不要	3月末	4月18日(金)
A-②当市から新たに令和7年3月分・4月分の児童手当を受給する人	不要	4月下旬	5月中旬以降
B-①職場で児童手当を受給している公務員世帯で、令和7年2月分の児童手当を受給している人	案内に記載のQRコードより電子申請。 ※4月30日(水)締切。	3月末	
B-②職場で児童手当を受給している公務員世帯で、新たに令和7年3月分・4月分の児童手当を受給する人	案内に記載のQRコードより電子申請。 ※締切は案内に記載。	4月下旬予定	

対象児童＝

①平成18年4月2日～令和7年1月31日に出生した児童

※令和7年1月31日時点で当市に住民登録がある保護者に養育されている児童に限る。

②令和7年2月1日～3月31日に出生した児童

※令和7年3月31日時点で当市に住民登録がある保護者に養育されている児童に限る。

A-①・A-②：※養子縁組による受給者の変更により、新たに児童手当を受給する人を除く。※児童手当を当市以外の市町村から受給している場合は対象外。

B-①・B-②：※電子申請ができない人、市から案内が届かない人は、申請書を市ホームページからダウンロードしていただくか、ご連絡いただければ送付します。

問合せ＝子育て支援課 給付係 (☎53-1542)

児童手当の支払い

令和7年2月分・3月分は、4月15日(火)に受給者の預金口座に振り込みます。

16日(水)以降に入金を確認してください。

※次のときは、速やかに届出をしてください。

- ①児童の数が増減したとき
- ②振り込み口座の変更や解約をしたとき
- ③名前や住所を変更したとき
- ④受給者が公務員になったとき
- ⑤3歳未満の児童がいる受給者の年金区分が変わったとき

問合せ＝子育て支援課(内線522)

児童扶養手当等手当額改定

◆児童扶養手当

令和7年4月分の手当から手当額(月額)が、以下のとおり改定されます。

全部支給:46,690円、一部支給:46,680円～11,010円、
2人目以降加算額、全部支給:11,030円、
一部支給:11,020円～5,520円

※令和7年5月支給予定分(3月分・4月分)は、3月分が改定前手当月額、4月分が改定後手当月額です。

◆特別児童扶養手当

令和7年4月分の手当(令和7年8月支給予定分)から手当額(月額)が、以下のとおり改定されます。

1級:56,800円、2級:37,830円

問合せ＝子育て支援課(内線522)

子どもの医療費受給資格証の更新

4月から①②に該当し、新しい資格証を持っていない場合、下記まで問い合わせてください。

①小学1年生になった子ども

※更新後の有効期限は令和16年3月31日、名称は子ども医療費受給資格証。

②高校生世代になった子ども

※更新後の有効期限は令和10年3月31日。

問合せ＝子育て支援課(内線529)

こどもの定期予防接種

予防接種で防ぐことのできる病気があります。

予診票は赤ちゃん訪問や個人通知などでお届けしています。

母子手帳で受けられていない予防接種がないか、確認しましょう。予防接種アプリの利用も便利です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

場所＝市内実施医療機関

※市外・県外での接種を希望する場合は事前に手続きが必要。

費用＝無料

※県外での接種は事前手続きと請求により一部費用の払い戻し(上限あり)。

問合せ＝さんて郡山(☎58-3333)

